

公告 第 9 8 7 号  
令和 5 年 3 月 17 日

S K 健康保険組合  
理事長 脇 治 豊

## 規約の一部変更について公告

第 1 1 7 回組合会（令和 5 年 2 月 17 日）決議事項による組合規約の一部変更について、近畿厚生局長より認可（近厚発 0308 第 62 号）されたので、下記のとおり公告します。

### 記

S K 健康保険組合規約

### 新旧条文対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>（設立事業所の名称及び所在地）</p> <p>第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表 1 のとおりとする。</p> <p>第 5 条～第 6 条 省略</p> <p>（議員の任期）</p> <p>第 7 条 議員の任期は、3 年とする。</p> <p>2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。<u>ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</u></p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>（設立事業所の名称及び所在地）</p> <p>第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、<u>次（別表 1）</u>のとおりとする。</p> <p>第 5 条～第 6 条 省略</p> <p>（議員の任期）</p> <p>第 7 条 議員の任期は、3 年とする。</p> <p>2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。</p>

(互選議員の選挙の方法)

**第8条** 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 省略

**第9条** 省略

(互選議員の選挙の管理)

**第10条** 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおこななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。

2 省略

3 選挙長は、選挙会の開閉、投票、開票の管理及びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4～5 省略

(当選人)

**第11条** 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得票数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 省略

**第12条～第22条** 省略

(会議録の作成)

**第23条** 会議録には、次の各号に掲げ

(互選議員の選挙の方法)

**第8条** 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が、選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 省略

**第9条** 省略

(互選議員の選挙の管理)

**第10条** 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。

2 省略

3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票及び)開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4～5 省略

(当選人)

**第11条** 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

2 省略

**第12条～第22条** 省略

(会議録の作成)

**第23条** 会議録には、次の各号に掲げ

<p>る事項を記載する。</p> <p>(1) 開会の日時及び場所</p> <p>(2) 議員の定数</p> <p>(3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>(4) 議事の要領</p> <p>(5) 議決した事項及びその賛否の数</p> <p>2～4 省略</p> <p>第24条～第27条 省略</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。<u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第29条～第42条 省略</p> <p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条1 省略</p> <p>2 現に組合員の範囲である事業所が、<u>前項</u>の条件を消失した場合であっても、<u>希望することにより引き続き組合員の範囲となり得るものとする。</u></p> <p>第44条～第45条 省略</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第45条の2 <u>介護保険料額の負担割合は、事業主と被保険者で折半とする。</u></p>	<p>る事項を記載する。</p> <p>(1) 開会の日時及び場所</p> <p>(2) 議員の定数</p> <p>(3) 出席した互選議員の氏名、<u>数</u>、選定議員の氏名、<u>数</u>、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、<u>数</u>、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>(4) 議事の要領</p> <p>(5) 議決した事項及びその賛否の数</p> <p>2～4 省略</p> <p>第24条～第27条 省略</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p> <p>2 省略</p> <p>第29条～第42条 省略</p> <p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条1 省略</p> <p>2 現に組合員の範囲である事業所が、<u>第1項</u>の条件を消失した場合であっても希望することにより、<u>引き続き組合員の範囲となり得るものとする。</u></p> <p>第44条～第45条 省略</p> <p>新設</p>
---	--

第46条～第62条 省略

(保健事業費の補助等)

第63条 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

第64条～第65条 省略

第46条～第62条 省略

(保健事業費の補助等)

第63条 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

第64条～第65条 省略

以上